

特区制度に関する確認事項・要望

チーム NeXTOKYO

2014 年 6 月

外国人の就労ビザ発給

< 外食産業 >

- 課題：「非日本食のベテランシェフ」のみを受け入れるスタンス
 - ・ 現状の料理人向け「技能ビザ」の発給は、本国で 10 年の経験を持つ「外国料理」の熟練技能者のみ。特に日本食レストランは、外国人の料理人としての雇用が認められない
 - ・ 調理学校を卒業後の外国人料理人の殆ども、国内での就業が不可能
 - ・ これらの結果、日本の外食産業（含む日本食レストラン）が外国人を料理人として雇用し、海外展開要員に育成することができない
- 提言：料理人に対する就労ビザの発給要件の緩和・明示化
 - ・ 国内の調理学校卒業者、および海外で同等の経験を持つ料理人を対象
 - ・ 料理の種類と国籍・就業地の紐付けを撤廃し、一定の要件を満たせば料理の種類・料理人の国籍にかかわらずに外国人の就業を可能とする

< ファッション産業 >

- 課題：「ファッション・デザイナー」職の外国人労働者受け入れに消極的
 - ・ 就労ビザは「国際業務」のカテゴリー。「外国の文化に基盤を有する思考もしくは感受性を必要とする」という要件が科せられる
 - ・ 本人と雇用主の双方の審査によるケースバイケースでの判断。実態としては、大学卒および海外での就労経験のある人材の申請は比較的通り易いが、会社法人の専門学校の卒業生にはビザが下りないケースが多い
 - ・ これらの結果、日本のファッション産業が外国人を雇用し商品の国際競争力を高める、あるいは外国人の海外展開・マネジメント要員を育成するハードルが高い（LVMH など欧州のファッションブランドは外国人に門戸を開き、クリエイティブディレクターやデザイナーの要職に多数の外国人を起用）
- 提言：ファッション産業の専門職種就労ビザの発給要件の緩和・明示化
 - ・ 国内の大学・専門学校卒業者、および海外で同等の教育を受けた人材、および海外で関連産業における実務経験を持つ専門家を対象
 - ・ 「国際業務」カテゴリーとしての申請ではなく、ファッション・デザインの専門職種として日本人と同様に国内での就労を可能とする

外食・エンターテインメント産業

<レストラン&カフェのテラス設置利用>

- 課題：カフェ・レストランにおけるテラス営業は原則禁止
 - ・ 道路だけでなく私的空間においても、食品衛生の観点から規制対象
 - ・ クリエイティブシティや観光都市としての魅力を高めるために、多様なテラス空間は不可欠なインフラ。街の活性化と景観を創造するという観点から東京都が「しゃれ街条例」により一部緩和を行ったが、認定には未だハードルが高い
- 提言：「飲食店営業及び喫茶店営業の野外客席に関する要綱」の撤廃

<ダンスに対する風営法規制>

- 課題：営業目的の「ダンス」が「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（風営法）の対象として許可制、様々な規制を受ける
 - ・ 1948年の制定時に、「ダンスホールが買売春の取引に使われている」との認識から、「ダンスホール＝風俗営業」とされ規制対象となった
 - ・ クラブシーンは、世界的にも都市文化・クリエイティブ産業の重要な要素（ドイツ・ベルリンのように政策の一環としてクラブの活性化を図るケースもあり）。インバウンド観光の一要素ともなる
 - ・ “Let's DANCE”の署名運動は17.5万人を集める。超党派60人の議連も発足
- 提言：「ダンス」を風営法の規制対象から撤廃

旅行業界

<簡易な短期宿泊施設の設置>

- 課題：個人住居の短期有料転貸はグレーゾーン
 - ・ 国際的な観光都市としての魅力を高める上で、多様な宿泊のオプションを用意することが重要。特に外国人向けの、低価格の選択肢が現状では限られる
 - ・ 特にTOKYO2020期間中に集中する宿泊需要を勘案すると、固定的な宿泊施設以外で宿泊ニーズに対応できる選択肢の拡充も必要
 - ・ 「Air BnB」など、個人住居を短期転貸する仕組みが海外では普及。国内ではこれは違法との見解もあり、個人による転貸で逮捕者が出る
 - ・ 「旅館」としての営業は都道府県知事（保健所を設置する市・特別区では市長・区長）の許可制
- 提言：旅館業法の適用対象外で、個人の転貸を認める枠組みを認める